

甲賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の社会保障審議会医療保険部会において「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円（産科医療補償制度1万2千円含む。）に引き上げるべき」とされたことから健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等の一部が改正されることを踏まえ、甲賀市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

- (1) 出産育児一時金の額を「40万8千円」から「48万8千円」に改正するものです。

【第5条関係】

- (2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

令和5年度予算への影響額

80千円（増額分）×60件（対象予定件数）＝4,800千円の増加
うち、2/3は一般会計からの繰入金

支給実績	令和元年度	52件
	令和2年度	51件
	令和3年度	37件
	令和4年度	37件（令和5年1月支払いまで）